

# 平成 31 年度(令和元年度)共同募金配分金公募事業 募集要綱

今治市社会福祉協議会 今治支部

## 1. 目的

この公募事業は、地域福祉の推進を目的とする共同募金の趣旨を踏まえて、地域の実情に応じ創意工夫を凝らした福祉活動を行う社会福祉団体や住民主体の地域福祉活動に取り組むボランティアグループ等の活動を支援することで、社会福祉の向上を図ることを目的に行います。

## 2. 応募にあたって

「赤い羽根」で親しまれている共同募金は、市民の皆様の善意の募金であり民間の社会福祉事業を支える貴重な財源です。そのため、この補助を受けようとする場合は、次の事柄を守っていただくようお願いいたします。

- (1) 市民の皆様からの善意の募金であるので、その趣旨を理解し適正に活用すること。
- (2) 共同募金による事業であることを明示すること。

## 3. 対象団体

対象団体は住所及び主たる活動場所が旧今治市であること。

- (1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体であること。
- (2) 団体の運営が自主的、非営利性、公開を原則としていること。
- (3) 会則（運営規程）、事業計画、予算、決算等が整備されていること。
- (4) 団体名義又は代表者名義の金融機関預金口座を開設していること。

## 4. 対象事業

- (1) 福祉分野における活動であり、住民参加による福祉のまちづくりにつながる活動であること。
- (2) 住民の参加、協力により、独自性をもって自ら福祉問題を解決していくような活動であること。
- (3) 地域で安心して暮らせるための身近な福祉サービス、支援活動であること。

2 公的助成を受けている事業は対象外とします。

3 事業は原則単年度とし、継続支援が必要な場合は3年間を限度とします。

※特に、以下の内容と関連した事業の応募を希望します。

○今治市社会福祉協議会が策定している「第3期地域福祉活動計画」の活動目標・活動項目に沿った事業

(※応募を希望する団体に、第3期地域福祉活動計画の抜粋版をお渡しします。)

## 5. 補助金額

- (1) 補助総額 70万円以内
- (2) 一団体 20万円以内 補助率10/10以内

## 6. 事業採択団体数

- (1) 5団体以内

## 7. 補助対象事業の実施期間

交付決定日から翌年3月末日までとします。

## 8. 補助対象経費及び自己資金について

- (1) 対象となる経費は補助対象経費費目（別添1）のとおりとします。
- (2) 補助額を超える事業費、対象外経費については自己資金を充ててください。

## 9. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記の提出書類とともに今治市社会福祉協議会今治支部宛に郵送または持参してください。

## 10. 補助金の返還等

不正の手段で補助金の交付決定、交付を受けたと認められる場合、また、不適切な会計処理が認められる場合、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

### 11. 提出書類

- (1) 応募用紙及び事業計画書(様式第1号、様式第2号)
- (2) 団体の定款又は会則・規約・運営要綱等
- (3) 当年度の収支予算書・事業計画及び前年度の事業報告・決算書
- (4) その他既存の資料等で団体の活動状況がわかるもの(会報・チラシ等)

※書類はA4サイズとし、提出された書類は全て審査の際に公開します。なお、提出された書類は返却いたしません。また、予算書・決算書について、役員会議決前は案で可能とし、議決後、正式な資料を提出してください。

### 12. 応募期間

令和元年5月7日（火）～令和元年6月5日（水）（※必着）

### 13. 審査・決定

- (1) 1次審査(書類審査)

提出のあった応募については、今治市社会福祉協議会が行う補助事業として不適切な提案は、1次審査において不採用とします。

- (2) 2次審査(プレゼンテーション)

2次審査においては、1次審査により選定された応募団体によるプレゼンテーションを行い、総合的に評価し、順位を付するものとします。

2次審査予定日：令和元年6月17日（月）

- (3) 今治市社会福祉協議会会長は、審査結果をもとに、補助団体を決定します。

### 14. 結果の通知

審査結果は、応募のあった団体に通知書で通知します。

#### 【お問い合わせ・応募書類提出先】

社会福祉法人今治市社会福祉協議会 地域福祉課・今治支部（担当 渡部、白石）  
〒794-0043 今治市南宝来町1-9-8  
TEL 0898-22-6063 FAX 0898-34-6915